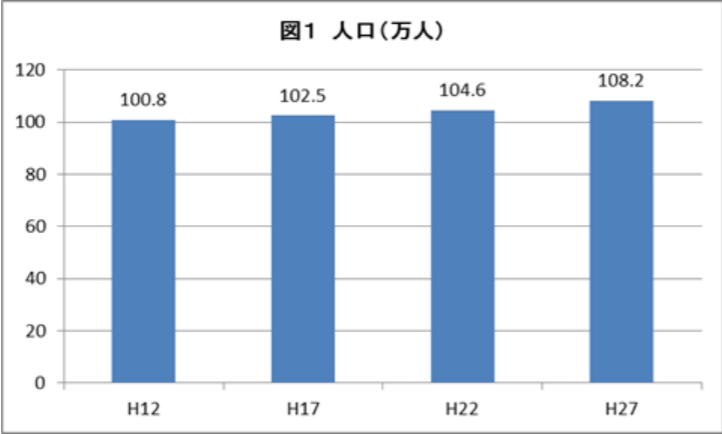
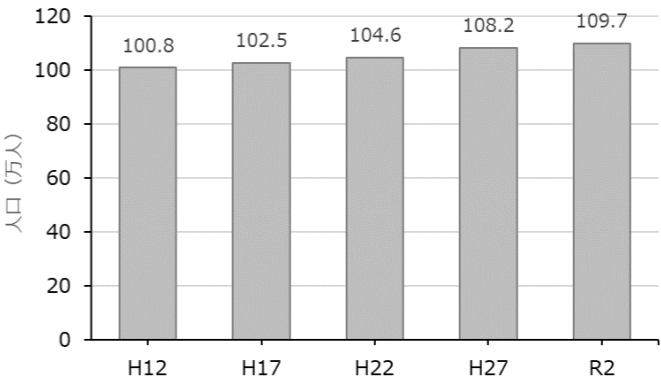
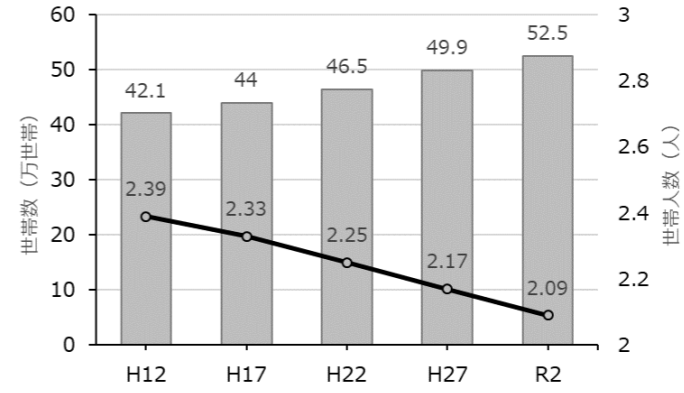
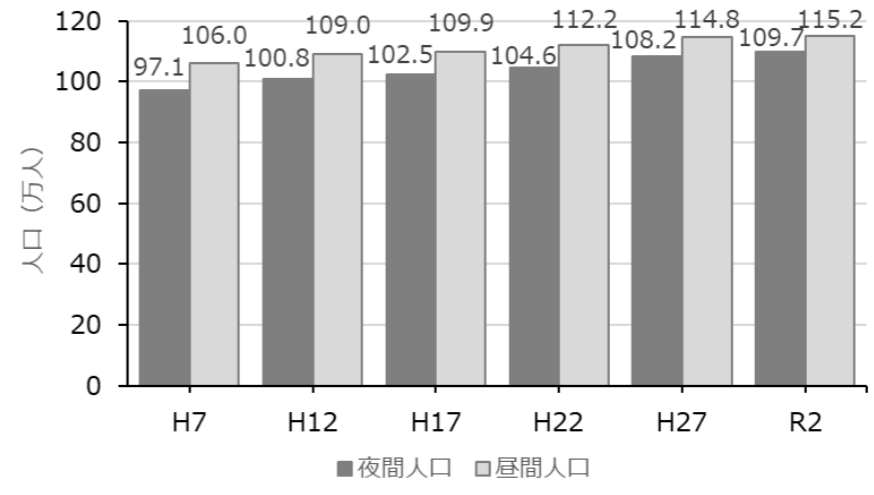


仙台市地域防災計画【共通編】修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-3

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第1章第1節 計画の目的及び位置づけ P1</p>	<p>(中略)</p> <p>また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第4項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものです。</p>	<p>(中略)</p> <p>また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、<u>当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u>、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものです。</p>	<p>■日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下、「推進基本計画」という。）の修正による</p>
<p>第1部 第2章第1節 仙台市の概況 P11-12</p>	<p>5. 人口動向</p> <p>本市の人口は、国勢調査（令和2年）では<del>1,097,196</del>人で、前回（平成27年）の調査結果1,082,159人に比べ<del>15,037</del>人増え、増加率は1.3%となっています（図1参照）。</p> <p>世帯数は、令和3年が<del>523,620</del>世帯で、前回（平成27年）の調査結果498,953世帯に比べ<del>24,667</del>世帯増え、増加率は<del>4.9</del>%となっていますが、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は平成27年が2.17人、令和3年が<del>2.13</del>人と一貫して減少傾向にあります（図2参照）。また、人口構成をみても少子高齢化が将来的にも続く傾向にあります（図3参照）。したがって、今後は災害弱者となる可能性のある高齢者、特にそのうちの単身世帯の推移に注視しながら防災対策を行っていく必要があります。</p> <p>本市の昼夜間人口比率は<del>106.1</del>%であり、市外からの就業者が<del>105,503</del>人、市外からの通学者が<del>23,324</del>人と多くの来訪者がいます（平成27年国勢調査）。したがって、大規模な災害が発生した場合、鉄道・バス等の交通手段が長時間途絶することにより、市内及び周辺市町村への移動や帰宅が困難となり、結果として多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。東日本大震災においても、仙台駅をはじめとするターミナル駅舎及びその周辺に滞留せざるを得ない帰宅困難者が発生し、防災対策の取り組むべき課題の一つとなっています。</p> <p style="text-align: center;"><del>図1 人口(万人)</del></p> 	<p>5. 人口動向</p> <p>本市の人口は、国勢調査（令和2年）では<u>1,096,704</u>人で、前回（平成27年）の調査結果1,082,159人に比べ<u>14,545</u>人増え、増加率は1.3%となっています（図1参照）。</p> <p>世帯数は、令和2年が<u>525,455</u>世帯で、前回（平成27年）の調査結果498,953世帯に比べ<u>26,502</u>世帯増え、増加率は<u>5.3</u>%となっていますが、人口を世帯数で割った1世帯当たりの人数は平成27年が2.17人、令和2年が<u>2.09</u>人と一貫して減少傾向にあります（図2参照）。また、人口構成をみても少子高齢化が将来的にも続く傾向にあります（図3参照）。したがって、今後は災害弱者となる可能性のある高齢者、特にそのうちの単身世帯の推移に注視しながら防災対策を行っていく必要があります。</p> <p>本市の昼夜間人口比率は<u>105.1</u>%であり、市外からの就業者が<u>98,787</u>人、市外からの通学者が<u>20,678</u>人と多くの来訪者がいます（令和2年国勢調査）。したがって、大規模な災害が発生した場合、鉄道・バス等の交通手段が長時間途絶することにより、市内及び周辺市町村への移動や帰宅が困難となり、結果として多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。東日本大震災においても、仙台駅をはじめとするターミナル駅舎及びその周辺に滞留せざるを得ない帰宅困難者が発生し、防災対策の取り組むべき課題の一つとなっています。</p>  <p style="text-align: center;"><u>図1 人口(万人)</u></p>	<p>令和2年国勢調査に基づいた数値に修正</p> <p>令和2年国勢調査に基づいた数値に修正</p> <p>令和2年国勢調査における人口を追加</p>

旧頁	旧	新	備考																																																																																																												
第1部 第2章第1節 仙台市の概況 P12-13	<p data-bbox="593 262 1231 294"><del>図2 世帯数(万世帯)と1世帯当たりの世帯人数(人)</del></p>  <table border="1" data-bbox="578 304 1246 703"> <caption>図2 世帯数(万世帯)と1世帯当たりの世帯人数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>世帯数(万世帯)</th> <th>1世帯当たりの世帯人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>42.1</td> <td>2.39</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>44.0</td> <td>2.33</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46.5</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>49.9</td> <td>2.17</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="742 756 1083 787"><del>図3 年齢別人口構成比(%)</del></p>  <table border="1" data-bbox="578 798 1246 1197"> <caption>図3 年齢別人口構成比</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満 (%)</th> <th>15～64歳 (%)</th> <th>65歳以上 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>13.7</td> <td>70.4</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>13.3</td> <td>68.2</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>12.5</td> <td>65.0</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="682 1291 1142 1323"><del>図4 夜間人口と昼間人口の推移(万人)</del></p>  <table border="1" data-bbox="504 1344 1305 1806"> <caption>図4 夜間人口と昼間人口の推移(万人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夜間人口 (万人)</th> <th>昼間人口 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7</td> <td>97.1</td> <td>106.0</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>100.8</td> <td>109.0</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>102.5</td> <td>109.9</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>104.6</td> <td>112.2</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>108.2</td> <td>114.8</td> </tr> </tbody> </table>	年	世帯数(万世帯)	1世帯当たりの世帯人数(人)	H12	42.1	2.39	H17	44.0	2.33	H22	46.5	2.25	H27	49.9	2.17	年	15歳未満 (%)	15～64歳 (%)	65歳以上 (%)	H17	13.7	70.4	15.9	H22	13.3	68.2	18.6	H27	12.5	65.0	22.6	年	夜間人口 (万人)	昼間人口 (万人)	H7	97.1	106.0	H12	100.8	109.0	H17	102.5	109.9	H22	104.6	112.2	H27	108.2	114.8	<p data-bbox="1736 231 2374 262"><del>図2 世帯数(万世帯)と1世帯当たりの世帯人数(人)</del></p>  <table border="1" data-bbox="1736 231 2374 598"> <caption>図2 世帯数(万世帯)と1世帯当たりの世帯人数(人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>世帯数(万世帯)</th> <th>1世帯当たりの世帯人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>42.1</td> <td>2.39</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>44</td> <td>2.33</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46.5</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>49.9</td> <td>2.17</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>52.5</td> <td>2.09</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1736 619 2374 651"><del>図3 年齢別人口構成比(%)</del></p>  <table border="1" data-bbox="1736 766 2374 1134"> <caption>図3 年齢別人口構成比</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満 (%)</th> <th>15～64歳 (%)</th> <th>65歳以上 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>13.7</td> <td>70.4</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>13.3</td> <td>68.2</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>12.5</td> <td>65.0</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>12.2</td> <td>63.6</td> <td>24.3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1884 1155 2226 1186"><del>図4 夜間人口と昼間人口の推移(万人)</del></p>  <table border="1" data-bbox="1632 1302 2448 1764"> <caption>図4 夜間人口と昼間人口の推移(万人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夜間人口 (万人)</th> <th>昼間人口 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H7</td> <td>97.1</td> <td>106.0</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>100.8</td> <td>109.0</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>102.5</td> <td>109.9</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>104.6</td> <td>112.2</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>108.2</td> <td>114.8</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>109.7</td> <td>115.2</td> </tr> </tbody> </table>	年	世帯数(万世帯)	1世帯当たりの世帯人数(人)	H12	42.1	2.39	H17	44	2.33	H22	46.5	2.25	H27	49.9	2.17	R2	52.5	2.09	年	15歳未満 (%)	15～64歳 (%)	65歳以上 (%)	H17	13.7	70.4	15.9	H22	13.3	68.2	18.6	H27	12.5	65.0	22.6	R2	12.2	63.6	24.3	年	夜間人口 (万人)	昼間人口 (万人)	H7	97.1	106.0	H12	100.8	109.0	H17	102.5	109.9	H22	104.6	112.2	H27	108.2	114.8	R2	109.7	115.2	<p data-bbox="2611 378 2804 556">令和2年国勢調査における世帯数と1世帯当たりの世帯人数を追加</p> <p data-bbox="2611 777 2804 955">令和2年国勢調査における年齢別人口構成比を追加</p> <p data-bbox="2611 1470 2804 1648">令和2年国勢調査における夜間人口と昼間人口を追加</p>
年	世帯数(万世帯)	1世帯当たりの世帯人数(人)																																																																																																													
H12	42.1	2.39																																																																																																													
H17	44.0	2.33																																																																																																													
H22	46.5	2.25																																																																																																													
H27	49.9	2.17																																																																																																													
年	15歳未満 (%)	15～64歳 (%)	65歳以上 (%)																																																																																																												
H17	13.7	70.4	15.9																																																																																																												
H22	13.3	68.2	18.6																																																																																																												
H27	12.5	65.0	22.6																																																																																																												
年	夜間人口 (万人)	昼間人口 (万人)																																																																																																													
H7	97.1	106.0																																																																																																													
H12	100.8	109.0																																																																																																													
H17	102.5	109.9																																																																																																													
H22	104.6	112.2																																																																																																													
H27	108.2	114.8																																																																																																													
年	世帯数(万世帯)	1世帯当たりの世帯人数(人)																																																																																																													
H12	42.1	2.39																																																																																																													
H17	44	2.33																																																																																																													
H22	46.5	2.25																																																																																																													
H27	49.9	2.17																																																																																																													
R2	52.5	2.09																																																																																																													
年	15歳未満 (%)	15～64歳 (%)	65歳以上 (%)																																																																																																												
H17	13.7	70.4	15.9																																																																																																												
H22	13.3	68.2	18.6																																																																																																												
H27	12.5	65.0	22.6																																																																																																												
R2	12.2	63.6	24.3																																																																																																												
年	夜間人口 (万人)	昼間人口 (万人)																																																																																																													
H7	97.1	106.0																																																																																																													
H12	100.8	109.0																																																																																																													
H17	102.5	109.9																																																																																																													
H22	104.6	112.2																																																																																																													
H27	108.2	114.8																																																																																																													
R2	109.7	115.2																																																																																																													

旧頁	旧	新	備考																																								
<p>第1部 第2章第2節 想定される災害 P14-17</p>	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和4年1月）による） ア～ウ 略 エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和4年1月）)</p> <table border="1" data-bbox="344 806 1430 1625"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～<del>0.7</del>%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき<math>\alpha=0.10</math>（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td><del>2～20</del>%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>70%～80%</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2022年1月1日時点)</td> <td><del>0.28</del></td> <td>経過時間約<del>10.8</del>年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <del>0.7</del> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	<del>2～20</del> %	今後30年以内の発生確率	70%～80%	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率 (2022年1月1日時点)	<del>0.28</del>	経過時間約 <del>10.8</del> 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>1. 本市において想定される地震 (中略)</p> <p>(1) 海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月及び令和5年1月）による） ア～ウ 略 エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価（令和5年1月）)</p> <table border="1" data-bbox="1489 806 2576 1625"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0～<u>1</u>%</td> <td rowspan="5">BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき<math>\alpha=0.10</math>（データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td><u>4～30</u>%</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>70%～80%</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>90%程度以上</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率 (2023年1月1日時点)</td> <td><u>0.31</u></td> <td>経過時間約<u>11.8</u>年を平均発生間隔38.0年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td>M7.4前後</td> <td>過去の地震のMを参考にして判断した。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>1</u> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後20年以内の発生確率	<u>4～30</u> %	今後30年以内の発生確率	70%～80%	今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上	今後50年以内の発生確率	90%程度以上	地震後経過率 (2023年1月1日時点)	<u>0.31</u>	経過時間約 <u>11.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値	次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	<p>長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正</p>
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <del>0.7</del> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	<del>2～20</del> %																																										
今後30年以内の発生確率	70%～80%																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率 (2022年1月1日時点)	<del>0.28</del>	経過時間約 <del>10.8</del> 年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									
項目	将来の地震発生確率等	備考																																									
今後10年以内の発生確率	ほぼ0～ <u>1</u> %	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																																									
今後20年以内の発生確率	<u>4～30</u> %																																										
今後30年以内の発生確率	70%～80%																																										
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上																																										
今後50年以内の発生確率	90%程度以上																																										
地震後経過率 (2023年1月1日時点)	<u>0.31</u>	経過時間約 <u>11.8</u> 年を平均発生間隔38.0年で除した値																																									
次の地震の規模	M7.4前後	過去の地震のMを参考にして判断した。																																									

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第2章第2節 想定される災害 P19-20</p>	<p>2. 本市において想定される風水害等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 暴風や竜巻等突風による風害</p> <p>ア 略</p> <p>イ 突風</p> <p>主に台風や前線などに伴う発達した積乱雲から発生する一時的に強く吹く風であり、家屋の損壊などの大きな被害をもたらすことがある（じん旋風を除く）。</p> <p>① 略</p> <p>② ダウンバースト</p> <p>積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。</p>  <p>※気象庁HPより</p> <p>③ ガストフロント</p> <p>積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。</p>	<p>2. 本市において想定される風水害等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 暴風や竜巻等突風による風害</p> <p>ア 略</p> <p>イ 突風</p> <p>主に台風や前線などに伴う発達した積乱雲から発生する一時的に強く吹く風であり、家屋の損壊などの大きな被害をもたらすことがある（じん旋風を除く）。</p> <p>① 略</p> <p>② ダウンバースト</p> <p>積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。</p>  <p>図：ダウンバースト（※気象庁HPより）</p> <p>③ ガストフロント</p> <p>積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。</p>  <p>図：ガストフロント（※気象庁HPより）</p>	<p>ダウンバーストの図の差し替え</p> <p>ガストフロントの図の追加</p>
<p>第1部 第2章第2節 想定される災害 P21-22</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 風水害等発生時の気象特性</p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で<del>起こっています</del>。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に6月～10月に降水量が多くなっていることがわかります。（図1）</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月から10月であることがわかります。（図2）</p> <p>さらに、最大1時間降水量から、<del>豪雨災害をもたらす様な激しい雨も7～9月に発生していることがわかります</del>。（図3）</p> <p>(中略)</p> <p>これまでの傾向としては、長時間にわたった雨が降り続けると大規模水害に結びつきやすく、その一方で、内水氾濫や小規模な水害は、短時間に<del>激しい雨が降った</del>場合が多いです。</p>	<p>3. 風水害等基礎調査</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 風水害等発生時の気象特性</p> <p>本市における風水害の発生月は8月及び9月が最も多く、既往水害の半数以上がこの時期に発生しており、河川氾濫を伴う大規模水害も、ほとんどがこの2ヵ月間で<del>発生しています</del>。月降水量の平均値（過去10年間）をみると、平均的に6月～10月に降水量が多くなっていることがわかります。（図1）</p> <p>また、日降水量の最大値が大きいのは8月から10月であることがわかります。（図2）</p> <p>さらに、最大1時間降水量は<del>7～10月に多くなっていることがわかります</del>。（図3）</p> <p>(中略)</p> <p>これまでの傾向としては、長時間にわたった雨が降り続けると大規模水害に結びつきやすく、その一方で、内水氾濫や小規模な水害は、短時間に<del>大雨となった</del>場合が多いです。</p>	<p>文言の統一</p> <p>記載の適正化</p> <p>文言の統一</p>

旧頁	旧	新	備考																				
第1部 第2章第3節 過去の災害による被害 P36	2. 風水害  本市では、 <u>短時間集中豪雨</u> の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。	2. 風水害  本市では、 <u>集中豪雨や局地的大雨</u> の増加など、気象条件は近年より厳しくなりつつあり、都市型水害の増加、造成地における土砂災害の発生など、災害形態も変化してきています。	文言の統一																				
第1部 第3章第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱 P61	3. 自衛隊 <table border="1" data-bbox="368 506 1430 621"> <tr> <td data-bbox="368 506 617 621">陸上自衛隊 第22即応機動連隊</td> <td data-bbox="617 506 1430 621">               1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動                2 災害時における応急復旧活動                3 災害時における緊急医療活動             </td> </tr> </table>	陸上自衛隊 第22即応機動連隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動	3. 自衛隊 <table border="1" data-bbox="1513 506 2576 653"> <tr> <td data-bbox="1513 506 1762 653">陸上自衛隊 第22即応機動連隊</td> <td data-bbox="1762 506 2576 653">               1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動                2 災害時における応急復旧活動                3 災害時における緊急医療活動 <u>(宮城県と陸上自衛隊上級部隊との調整による)</u> </td> </tr> </table>	陸上自衛隊 第22即応機動連隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動 <u>(宮城県と陸上自衛隊上級部隊との調整による)</u>	第22即応機動連隊の構成に応じた修正																
陸上自衛隊 第22即応機動連隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動																						
陸上自衛隊 第22即応機動連隊	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動 <u>(宮城県と陸上自衛隊上級部隊との調整による)</u>																						
第1部 第3章第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱 P61-63	4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="368 821 1430 1629"> <tr> <td data-bbox="368 821 617 1178">               略                エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)                (株)NTTドコモ(東北支社)                KDDI(株)                (東北総支社)                ソフトバンク(株)             </td> <td data-bbox="617 821 1430 1178">               略                1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築                2 電気通信システムの信頼性向上                3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保                4 災害を受けた通信設備の早期復旧                5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1178 617 1220">略</td> <td data-bbox="617 1178 1430 1220">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1220 617 1304">日本放送協会(仙台拠点放送局)</td> <td data-bbox="617 1220 1430 1304">1 災害情報等の放送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1304 617 1346">略</td> <td data-bbox="617 1304 1430 1346">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1346 617 1629">独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>本部東北地区事務所</u></td> <td data-bbox="617 1346 1430 1629">               1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援                2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援                3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報                4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援             </td> </tr> </table>	略 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株)	略 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携	略	略	日本放送協会(仙台拠点放送局)	1 災害情報等の放送	略	略	独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>本部東北地区事務所</u>	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援	4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="1513 821 2576 1629"> <tr> <td data-bbox="1513 821 1762 1178">               略                エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)                (株)NTTドコモ(東北支社)                KDDI(株)                (東北総支社)                ソフトバンク(株)  <u>楽天モバイル(株)</u> </td> <td data-bbox="1762 821 2576 1178">               略                1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築                2 電気通信システムの信頼性向上                3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保                4 災害を受けた通信設備の早期復旧                5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1178 1762 1220">略</td> <td data-bbox="1762 1178 2576 1220">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1220 1762 1304">日本放送協会(仙台放送局)</td> <td data-bbox="1762 1220 2576 1304">1 災害情報等の放送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1304 1762 1346">略</td> <td data-bbox="1762 1304 2576 1346">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1346 1762 1629">独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>北海道東北地区事務所</u></td> <td data-bbox="1762 1346 2576 1629">               1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援                2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援                3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報                4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援             </td> </tr> </table>	略 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	略 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携	略	略	日本放送協会(仙台放送局)	1 災害情報等の放送	略	略	独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>北海道東北地区事務所</u>	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援	楽天モバイル株式会社の追加  名称の変更に伴う修正  名称の変更に伴う修正
略 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株)	略 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携																						
略	略																						
日本放送協会(仙台拠点放送局)	1 災害情報等の放送																						
略	略																						
独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>本部東北地区事務所</u>	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援																						
略 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	略 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携																						
略	略																						
日本放送協会(仙台放送局)	1 災害情報等の放送																						
略	略																						
独立行政法人地域医療機能推進機構 <u>北海道東北地区事務所</u>	1 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の医療並びに災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人地域医療機能推進機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人地域医療機能推進機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人地域医療機能推進機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援																						

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第1章第2節 家庭や事業所で災害に備える P73-75</p>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 市民、企業、地域団体等が行う安全対策 ア～エ 略</p> <div data-bbox="388 453 1391 789" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1.～5. 略</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知 市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難情報の内容や避難開始時期等を示した「仙台防災<del>タウンページ</del>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> </div>	<p>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 市民、企業、地域団体等が行う安全対策 ア～エ 略</p> <div data-bbox="1534 453 2537 789" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>1.～5. 略</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知 市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難情報の内容や避難開始時期等を示した「仙台防災<del>タウンページ</del><u>ハザードマップ</u>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> </div>	<p>名称の更新</p>
<p>第2部 第1章第6節 住民ネットワークで地域を守る P93-96</p>	<p>1. 組織的に地域を守る【地域団体・企業等】</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <del>婦人</del>防火クラブの活動 ア <del>婦人</del>防火クラブの目的と役割 市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブを設立しています。 <del>婦人</del>防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めます。 イ <del>婦人</del>防火クラブの活動 ①～④ 略</p> <div data-bbox="388 1451 1391 1671" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、<del>婦人</del>防火クラブ等の防災訓練や各種研修会等への講師派遣などの支援を行っています。訓練や研修の実施に当たっては、市の防災担当等に相談し、より効果的な活動を行ってください。</p> </div>	<p>1. 組織的に地域を守る【地域団体・企業等】</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>女性</u>防火クラブの活動 ア <u>女性</u>防火クラブの目的と役割 市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブ (<u>現在の女性防火クラブ</u>) を設立しています。 <u>女性</u>防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めます。 イ <u>女性</u>防火クラブの活動 ①～④ 略</p> <div data-bbox="1534 1451 2537 1671" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【参考】市の取り組み</p> <p>市では、<u>女性</u>防火クラブ等の防災訓練や各種研修会等への講師派遣などの支援を行っています。訓練や研修の実施に当たっては、市の防災担当等に相談し、より効果的な活動を行ってください。</p> </div>	<p>名称の変更に伴う修正</p> <p>名称の変更に伴う修正</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章第1節 避難体制の整備 P106	<b>3. 避難場所等の区分</b> 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、建設局、教育局〕 災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定する。 <u>（追加）</u> (1)～(3) 略	<b>3. 避難場所等の区分</b> 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、建設局、教育局〕 災害時における避難場所等について、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、又は災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するため、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定する。 <u>なお、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、屋内空間や防寒対策を備えた避難場所等の確保が望ましい。</u> (1)～(3) 略	■推進基本計画の修正による
第2部 第2章第1節 避難体制の整備 P111	<b>6. 避難路の整備</b> 〔都市整備局、建設局〕 本市は、避難路の整備に有効な以下の事業を推進する。 <u>（追加）</u> (1)～(3) 略	<b>6. 避難路の整備</b> 〔都市整備局、建設局〕 本市は、避難路の整備に有効な以下の事業を推進する。 <u>なお、必要に応じて、積雪等に配慮した整備を行うとともに、冬季は除雪・防雪・凍結防止対策等の必要な措置を講ずる。</u> (1)～(3) 略	■推進基本計画の修正による
第2部 第2章第2節 津波災害の予防 P112	<b>第2節 津波災害の予防</b> <b>〔危機管理局、建設局、消防局、各区〕</b> 東日本大震災規模の津波が発生した場合でも市民が安全に避難できるよう、津波が発生した場合に避難を要する区域として津波避難エリアを設定し、津波避難施設や避難道路の整備、津波情報伝達システムの強化を図るほか、安全な住まいの確保、津波からの避難に関する周知・啓発などの津波災害予防対策を講ずる。 <u>（追加）</u>	<b>第2節 津波災害の予防</b> <b>〔危機管理局、建設局、消防局、各区〕</b> 東日本大震災規模の津波が発生した場合でも市民が安全に避難できるよう、津波が発生した場合に避難を要する区域として津波避難エリアを設定し、津波避難施設や避難道路の整備、津波情報伝達システムの強化を図るほか、安全な住まいの確保、津波からの避難に関する周知・啓発などの津波災害予防対策を講ずる。 <u>なお、津波避難施設や避難経路等の検討においては、必要により、冬季の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。</u>	■推進基本計画の修正による
第2部 第2章第2節 津波災害の予防 P112	<b>4. 避難のための施設整備</b> 〔危機管理局、都市整備局、建設局〕 津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等を行っている。 <u>（追加）</u>	<b>4. 避難のための施設整備</b> 〔危機管理局、都市整備局、建設局〕 津波避難エリアにおいては、「仙台市震災復興計画」等に基づき、第1節の3に記載のとおり、津波から避難するための施設及び場所、円滑に避難を行うための避難道路等の整備等を行っている。 <u>整備においては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、必要に応じて、屋内空間等を備えた津波避難施設等とする。</u>	■推進基本計画の修正による
第2部 第2章第2節 津波災害の予防 P114	<b>6. 津波からの避難に関する周知・啓発</b> 〔危機管理局、消防局、各区〕 災害時に市民等が迅速、的確に避難行動がとれるよう、「津波からの避難の手引き」や市ホームページの活用等により、日頃から市民に対して地震、津波に対する知識の普及啓発を図る。また、津波避難エリア内の市民等が主体的に取り組む「津波避難計画」の作成や「津波避難訓練」の実施等に対し支援を行う。 <u>（追加）</u>	<b>6. 津波からの避難に関する周知・啓発</b> 〔危機管理局、消防局、各区〕 災害時に市民等が迅速、的確に避難行動がとれるよう、「津波からの避難の手引き」や市ホームページの活用等により、日頃から市民に対して地震、津波に対する知識の普及啓発を図る。また、津波避難エリア内の市民等が主体的に取り組む「津波避難計画」の作成や「津波避難訓練」の実施等に対し支援を行う。 <u>冬季においては、避難経路上の積雪や凍結、防寒対策の準備等により、避難開始の遅れや避</u>	■推進基本計画の修正による

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章第2節 津波災害の予 防 P114</p>		<p>難速度の低下が生じるなど、積雪寒冷地特有の課題も周知する。</p> <p><b>7. 市が管理等を行う施設等に関する津波避難対策</b> 【各局、各区】</p> <p>津波避難エリア内に所在する市が管理する庁舎、施設等は、各施設等において利用者、職員、その他施設に出入りする者の的確な避難のため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のために必要な対策について計画を定めるものとする。各施設等の避難対策に必要な措置等は、おおむね次のとおり。</p> <p>(1) <b>各施設に共通する事項</b></p> <p>ア <b>津波警報等の利用者等への伝達</b></p> <p>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、利用者等に対し伝達する。</p> <p>利用者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</p> <p>避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分な検討を行う。</p> <p>イ <b>利用者等の避難のための措置</b></p> <p>避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。</p> <p>ウ <b>施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</b></p> <p>エ <b>出火防止措置</b></p> <p>オ <b>水、食料等の備蓄</b></p> <p>カ <b>消防用設備の点検、整備</b></p> <p>キ <b>非常用電源の整備、テレビ、ラジオ、その他通信機器など情報を入手するための機器の整備</b></p> <p>(2) <b>個別事項</b></p> <p>下記施設等においては、災害時要援護者の避難誘導方法に配慮する。詳細な措置内容については施設ごと定めるものとする。</p> <p>ア <b>病院、療養所、診療所等</b></p> <p>重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置。</p> <p>イ <b>学校等</b></p> <p>(ア) 当該学校等が、津波避難エリア内にあるときは、避難誘導のための必要な措置</p> <p>(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置</p> <p>ウ <b>社会福祉施設等</b></p> <p>重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導の</p>	<p>■市有施設等における津波避難計画は、地域防災計画に基づき各施設が策定することによる記載追加</p>



旧頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																																																																																																								
第2部 第2章第2節 津波災害の予防 P114		<p><u>ための必要な措置。</u></p> <p><u>(3) 工事中の建築物等に対する措置</u>  <u>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p><u>8. 緊急に行う津波避難施設等の整備</u> 【危機管理局、都市整備局、建設局】  <u>令和4年公表の津波浸水想定により、津波避難エリアI内に生じた避難困難地域の解消のため、緊急的に実施すべき事業は次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1555 617 2513 921"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡田地区 (津波避難エリアI)</td> <td>津波避難場所の整備事業 (避難の丘)</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>荒浜地区 (津波避難エリアI)</td> <td>津波避難場所の整備事業 (避難の丘)</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業	箇所数	岡田地区 (津波避難エリアI)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	1箇所	荒浜地区 (津波避難エリアI)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	2箇所	<p>■推進基本計画の修正による</p> <p>令和4年の津波浸水想定公表を踏まえた対応</p>																																																																																																																																																																																																																																															
実施地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業	箇所数																																																																																																																																																																																																																																																									
岡田地区 (津波避難エリアI)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	1箇所																																																																																																																																																																																																																																																									
荒浜地区 (津波避難エリアI)	津波避難場所の整備事業 (避難の丘)	2箇所																																																																																																																																																																																																																																																									
第2部 第2章第3節 風水害災害の予防 P115-117	<p>1. 河川の整備（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局）</p> <p>(1) 河川の現況            仙台市域の河川の現況は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="329 1184 1448 1927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">一級河川</td> <td colspan="4">略</td> <td rowspan="8">準用河川</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>後田川</td> <td>2.2</td> <td>県</td> <td></td> <td>前ヶ沢川</td> <td>0.5</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩の川</td> <td>1.6</td> <td>県</td> <td></td> <td>長谷倉川</td> <td>5.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坪沼川</td> <td>4.7</td> <td>県</td> <td>(総延長 10.0)</td> <td>鰻沢川</td> <td>1.6</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支倉川</td> <td>2.6</td> <td>県</td> <td>(総延長 9.2)</td> <td>山田川</td> <td>0.9</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基石川</td> <td>1.3</td> <td>県</td> <td>(総延長 22.3うち国 3.5)</td> <td>花輪川</td> <td>2.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堀切川</td> <td>2.3</td> <td>市</td> <td></td> <td>八沢川</td> <td>1.0</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本砂金川</td> <td>3.7</td> <td>県</td> <td>(総延長 6.4)</td> <td>赤坂川</td> <td>7.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>164.5</td> <td></td> <td></td> <td>蒲沢川</td> <td>3.4</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>谷地堀</td> <td>0.9</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>白沢川</td> <td>2.2</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塩沢川</td> <td>2.0</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>瀬沢川</td> <td>2.7</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大柴沢</td> <td>2.3</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	一級河川	略				準用河川	略				後田川	2.2	県		前ヶ沢川	0.5	市		岩の川	1.6	県		長谷倉川	5.8	市		坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)	鰻沢川	1.6	市		支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)	山田川	0.9	市		基石川	1.3	県	(総延長 22.3うち国 3.5)	花輪川	2.8	市		堀切川	2.3	市		八沢川	1.0	市		本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)	赤坂川	7.8	市		計	164.5			蒲沢川	3.4	市						谷地堀	0.9	市						白沢川	2.2	市						塩沢川	2.0	市						瀬沢川	2.7	市						大柴沢	2.3	市		<p>1. 河川の整備（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局）</p> <p>(1) 河川の現況            仙台市域の河川の現況は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1184 2591 1927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> <th>区分</th> <th>河川名</th> <th>延長(km)</th> <th>管理</th> <th>摘要(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">一級河川</td> <td colspan="4">略</td> <td rowspan="8">準用河川</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>後田川</td> <td>2.2</td> <td>県</td> <td></td> <td>前ヶ沢川</td> <td>0.5</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩の川</td> <td>1.6</td> <td>県</td> <td></td> <td>長谷倉川</td> <td>5.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坪沼川</td> <td>4.7</td> <td>県</td> <td>(総延長 10.0)</td> <td>鰻沢川</td> <td>1.6</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支倉川</td> <td>2.6</td> <td>県</td> <td>(総延長 9.2)</td> <td>山田川</td> <td>0.9</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基石川</td> <td>1.3</td> <td>県</td> <td>(総延長 22.3うち国 3.5)</td> <td>花輪川</td> <td>2.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堀切川</td> <td>2.3</td> <td>市</td> <td></td> <td>八沢川</td> <td>1.0</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本砂金川</td> <td>3.7</td> <td>県</td> <td>(総延長 6.4)</td> <td>赤坂川</td> <td>7.8</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>164.5</td> <td></td> <td></td> <td>蒲沢川</td> <td>3.4</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>谷地堀</td> <td>0.9</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>白沢川</td> <td>2.2</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塩沢川</td> <td>2.0</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>瀬沢川</td> <td>2.7</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大柴沢</td> <td>2.3</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	一級河川	略				準用河川	略				後田川	2.2	県		前ヶ沢川	0.5	市		岩の川	1.6	県		長谷倉川	5.8	市		坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)	鰻沢川	1.6	市		支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)	山田川	0.9	市		基石川	1.3	県	(総延長 22.3うち国 3.5)	花輪川	2.8	市		堀切川	2.3	市		八沢川	1.0	市		本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)	赤坂川	7.8	市		計	164.5			蒲沢川	3.4	市						谷地堀	0.9	市						白沢川	2.2	市						塩沢川	2.0	市						瀬沢川	2.7	市						大柴沢	2.3	市		
区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)																																																																																																																																																																																																																																																		
一級河川	略				準用河川	略																																																																																																																																																																																																																																																					
	後田川	2.2	県			前ヶ沢川	0.5	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	岩の川	1.6	県			長谷倉川	5.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)		鰻沢川	1.6	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)		山田川	0.9	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	基石川	1.3	県	(総延長 22.3うち国 3.5)		花輪川	2.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	堀切川	2.3	市			八沢川	1.0	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)		赤坂川	7.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
計	164.5			蒲沢川	3.4	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				谷地堀	0.9	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				白沢川	2.2	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				塩沢川	2.0	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				瀬沢川	2.7	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				大柴沢	2.3	市																																																																																																																																																																																																																																																					
区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)	区分	河川名	延長(km)	管理	摘要(km)																																																																																																																																																																																																																																																		
一級河川	略				準用河川	略																																																																																																																																																																																																																																																					
	後田川	2.2	県			前ヶ沢川	0.5	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	岩の川	1.6	県			長谷倉川	5.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	坪沼川	4.7	県	(総延長 10.0)		鰻沢川	1.6	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	支倉川	2.6	県	(総延長 9.2)		山田川	0.9	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	基石川	1.3	県	(総延長 22.3うち国 3.5)		花輪川	2.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	堀切川	2.3	市			八沢川	1.0	市																																																																																																																																																																																																																																																			
	本砂金川	3.7	県	(総延長 6.4)		赤坂川	7.8	市																																																																																																																																																																																																																																																			
計	164.5			蒲沢川	3.4	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				谷地堀	0.9	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				白沢川	2.2	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				塩沢川	2.0	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				瀬沢川	2.7	市																																																																																																																																																																																																																																																					
				大柴沢	2.3	市																																																																																																																																																																																																																																																					

旧頁	旧				新				備考																
<p>第2部 第2章第3節 風水害災害の 予防 P115-117</p>	<table border="1" data-bbox="893 212 1448 296"> <tr> <td>井土浦川</td> <td>2.7</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38.9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 河川の改修</p> <p>ア 一級河川（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） 名取川及び広瀬川、筑川等は、戦後相次ぐ大洪水、特に昭和25年8月4日の熱帯低気圧による豪雨のため、市内南東部に大きな被害をもたらした。</p> <p>河川改修は、昭和16年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9km)部分については、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの9.0km部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、<u>現在TP+7.2mで整備を進めている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 準用河川（建設局）</p> <p>近年の都市化の進展により、河川に係る負担は年々増加している中、安全で快適な市民生活を確保するために、浸水被害の解消に努めている。</p> <p>市内の準用河川は15河川、延長<del>38.9</del>kmで、そのうち前ヶ沢川、八沢川、山田川、花輪川については既に改修工事が完了し、現在2河川（堀切川、谷地堀）において改修工事を実施している。</p>				井土浦川	2.7	市		計	38.9			<table border="1" data-bbox="2041 212 2597 296"> <tr> <td>井土浦川</td> <td>2.5</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38.7</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 河川の改修</p> <p>ア 一級河川（東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局） 名取川及び広瀬川、筑川等は、戦後相次ぐ大洪水、特に昭和25年8月4日の熱帯低気圧による豪雨のため、市内南東部に大きな被害をもたらした。</p> <p>河川改修は、昭和16年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9km)部分については、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの9.0km部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、TP+7.2mで整備を<u>実施した。</u></p> <p>(中略)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 準用河川（建設局）</p> <p>近年の都市化の進展により、河川に係る負担は年々増加している中、安全で快適な市民生活を確保するために、浸水被害の解消に努めている。</p> <p>市内の準用河川は15河川、延長<u>38.7</u>kmで、そのうち前ヶ沢川、八沢川、山田川、花輪川については既に改修工事が完了し、現在2河川（堀切川、谷地堀）において改修工事を実施している。</p>				井土浦川	2.5	市		計	38.7			<p>準用河川井土浦川の指定変更に伴う修正</p> <p>整備が完了したことに伴う修正</p> <p>準用河川井土浦川の指定変更に伴う修正</p>
井土浦川	2.7	市																							
計	38.9																								
井土浦川	2.5	市																							
計	38.7																								
<p>第2部 第2章第3節 風水害災害の 予防 P123</p>	<p>8. 農業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 農地、農業用施設等</p> <p>洪水、土砂災害、冠水等に対して、農地、農業用施設及び住宅地への被害を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、危険箇所の把握を行い、ため池の整備、農業用排水機場や農業用排水<del>路</del>施設の整備、更新、補修等を図る。</p>				<p>8. 農業対策〔経済局〕</p> <p>(1) 農地、農業用施設等</p> <p>洪水、土砂災害、冠水等に対して、農地、農業用施設及び住宅地への被害を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、危険箇所の把握を行い、ため池の整備、農業用排水機場や農業用排水施設の整備、更新、補修等を図る。</p>				<p>記載の適正化</p>																
<p>第2部 第2章第3節 風水害災害の 予防 P124</p>	<p>9. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 山地災害危険地対策</p> <p>山地災害危険地対策として宮城県が指定した山地災害危険地区について、県と連携して地域に周知する。</p> <p>また、大雨などの後には、県や関係機関と随時連携して現地調査の実施等により、被害の拡大防止や二次災害の防止に努める。</p>				<p>9. 林業対策〔経済局〕</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 山地災害危険地対策</p> <p>山地災害危険地対策として宮城県が指定した山地災害危険地区について、県と連携して地域に周知する。</p> <p>また、大雨などの後には、県や関係機関と随時連携して現地調査の実施等により、被害の拡大防止や二次災害の防止に努める。</p> <p><u>※山地災害危険地区の情報（宮城県ホームページ）</u> <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/kikentiku.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/kikentiku.html</a></p>				<p>宮城県が指定した山地災害危険地区の参照先の追記</p>																

旧頁	旧	新	備考																																																																																
<p>第2部 第2章第5節 情報通信体制 等の整備 P127</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 震度計の設置</p> <p>気象庁の設置基準に基づき、宮城県、気象庁及び（国研）防災科学技術研究所が市内9か所に震度計等を設置している。観測した情報は宮城県震度情報ネットワークを通じ気象庁に伝達され、テレビやラジオ等により公表される。</p> <p>市内に設置されている震度計は次のとおりとなっている。</p> <p style="text-align: center;"><b>《仙台市内震度計設置箇所》</b></p> <table border="1" data-bbox="427 674 1445 1136"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>震度発表名称</th> <th>設置場所</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>「仙台青葉区雨宮」</td><td>青葉消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>2</td><td>「仙台青葉区落合」</td><td>宮城消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>3</td><td>「仙台<del>市</del>青葉区大倉」</td><td>青葉区大倉</td><td>気象庁</td></tr> <tr><td>4</td><td>「仙台<del>市</del>青葉区作並」</td><td>青葉区作並</td><td>（国研）防災科学技術研究所</td></tr> <tr><td>5</td><td>「仙台<del>市</del>宮城野区五輪」</td><td>仙台管区气象台</td><td>気象庁</td></tr> <tr><td>6</td><td>「仙台<del>市</del>宮城野区苦竹」</td><td>宮城野消防署</td><td>（国研）防災科学技術研究所</td></tr> <tr><td>7</td><td>「仙台<del>市</del>若林区遠見塚」</td><td>若林消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>8</td><td>「仙台<del>市</del>太白区山田」</td><td>太白消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>9</td><td>「仙台<del>市</del>泉区将監」</td><td>泉消防署</td><td>宮城県</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※（国研）は、「国立研究開発法人」を示す。</p>	番号	震度発表名称	設置場所	設置者	1	「仙台青葉区雨宮」	青葉消防署	宮城県	2	「仙台青葉区落合」	宮城消防署	宮城県	3	「仙台 <del>市</del> 青葉区大倉」	青葉区大倉	気象庁	4	「仙台 <del>市</del> 青葉区作並」	青葉区作並	（国研）防災科学技術研究所	5	「仙台 <del>市</del> 宮城野区五輪」	仙台管区气象台	気象庁	6	「仙台 <del>市</del> 宮城野区苦竹」	宮城野消防署	（国研）防災科学技術研究所	7	「仙台 <del>市</del> 若林区遠見塚」	若林消防署	宮城県	8	「仙台 <del>市</del> 太白区山田」	太白消防署	宮城県	9	「仙台 <del>市</del> 泉区将監」	泉消防署	宮城県	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 震度計の設置</p> <p>気象庁の設置基準に基づき、宮城県、気象庁及び（国研）防災科学技術研究所が市内9か所に震度計等を設置している。観測した情報は宮城県震度情報ネットワークを通じ気象庁に伝達され、テレビやラジオ等により公表される。</p> <p>市内に設置されている震度計は次のとおりとなっている。</p> <p style="text-align: center;"><b>《仙台市内震度計設置箇所》</b></p> <table border="1" data-bbox="1573 674 2591 1136"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>震度発表名称</th> <th>設置場所</th> <th>設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>「仙台青葉区雨宮」</td><td>青葉消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>2</td><td>「仙台青葉区落合」</td><td>宮城消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>3</td><td>「仙台青葉区大倉」</td><td>青葉区大倉</td><td>気象庁</td></tr> <tr><td>4</td><td>「仙台青葉区作並」</td><td>青葉区作並</td><td>（国研）防災科学技術研究所</td></tr> <tr><td>5</td><td>「仙台宮城野区五輪」</td><td>仙台管区气象台</td><td>気象庁</td></tr> <tr><td>6</td><td>「仙台宮城野区苦竹」</td><td>宮城野消防署</td><td>（国研）防災科学技術研究所</td></tr> <tr><td>7</td><td>「仙台若林区遠見塚」</td><td>若林消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>8</td><td>「仙台太白区山田」</td><td>太白消防署</td><td>宮城県</td></tr> <tr><td>9</td><td>「仙台泉区将監」</td><td>泉消防署</td><td>宮城県</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※（国研）は、「国立研究開発法人」を示す。</p>	番号	震度発表名称	設置場所	設置者	1	「仙台青葉区雨宮」	青葉消防署	宮城県	2	「仙台青葉区落合」	宮城消防署	宮城県	3	「仙台青葉区大倉」	青葉区大倉	気象庁	4	「仙台青葉区作並」	青葉区作並	（国研）防災科学技術研究所	5	「仙台宮城野区五輪」	仙台管区气象台	気象庁	6	「仙台宮城野区苦竹」	宮城野消防署	（国研）防災科学技術研究所	7	「仙台若林区遠見塚」	若林消防署	宮城県	8	「仙台太白区山田」	太白消防署	宮城県	9	「仙台泉区将監」	泉消防署	宮城県	<p>誤記の修正</p>
番号	震度発表名称	設置場所	設置者																																																																																
1	「仙台青葉区雨宮」	青葉消防署	宮城県																																																																																
2	「仙台青葉区落合」	宮城消防署	宮城県																																																																																
3	「仙台 <del>市</del> 青葉区大倉」	青葉区大倉	気象庁																																																																																
4	「仙台 <del>市</del> 青葉区作並」	青葉区作並	（国研）防災科学技術研究所																																																																																
5	「仙台 <del>市</del> 宮城野区五輪」	仙台管区气象台	気象庁																																																																																
6	「仙台 <del>市</del> 宮城野区苦竹」	宮城野消防署	（国研）防災科学技術研究所																																																																																
7	「仙台 <del>市</del> 若林区遠見塚」	若林消防署	宮城県																																																																																
8	「仙台 <del>市</del> 太白区山田」	太白消防署	宮城県																																																																																
9	「仙台 <del>市</del> 泉区将監」	泉消防署	宮城県																																																																																
番号	震度発表名称	設置場所	設置者																																																																																
1	「仙台青葉区雨宮」	青葉消防署	宮城県																																																																																
2	「仙台青葉区落合」	宮城消防署	宮城県																																																																																
3	「仙台青葉区大倉」	青葉区大倉	気象庁																																																																																
4	「仙台青葉区作並」	青葉区作並	（国研）防災科学技術研究所																																																																																
5	「仙台宮城野区五輪」	仙台管区气象台	気象庁																																																																																
6	「仙台宮城野区苦竹」	宮城野消防署	（国研）防災科学技術研究所																																																																																
7	「仙台若林区遠見塚」	若林消防署	宮城県																																																																																
8	「仙台太白区山田」	太白消防署	宮城県																																																																																
9	「仙台泉区将監」	泉消防署	宮城県																																																																																
<p>第2部 第2章第5節 情報通信体制 等の整備 P128-131</p>	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線等の整備 (中略)</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="379 1509 1397 1686"> <thead> <tr> <th style="color: red;">平成30年度現況</th> <th>今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del>局 携帯局 6局</td> <td>・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線</p> <p>消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。</p>	平成30年度現況	今後の整備	消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修	<p>2. 無線通信網の整備〔危機管理局、消防局、水道局、交通局、ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線等の整備 (中略)</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1525 1509 2543 1686"> <thead> <tr> <th style="color: red;">令和4年度現況</th> <th>今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del>局 携帯局 6局</td> <td>・衛星地球局の改修</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 航空用無線</p> <p>消防防災ヘリコプターの統一した通信手段とヘリコプターの安全運航を確保するため、独立した航空用無線電話装置を整備し運用している。</p>	令和4年度現況	今後の整備	消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修	<p>時点更新</p>																																																																								
平成30年度現況	今後の整備																																																																																		
消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修																																																																																		
令和4年度現況	今後の整備																																																																																		
消防救急無線（260MHz帯） 基地局 6局 陸上移動局 <del>502</del> 局 携帯局 6局	・衛星地球局の改修																																																																																		

旧頁	旧	新	備考																														
<p>第2部 第2章第5節 情報通信体制等の整備 P128-131</p>	<p style="text-align: right;">平成28年4月1日現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #00aaff; color: white;">平成28年度現況</th> </tr> <tr> <td colspan="3">航空機局(ヘリコプター)</td> <td style="text-align: center;">2局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空局(ヘリコプターと交信するための無線)</td> <td>固 定 型</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1局</td> </tr> <tr> <td>携 帯 型</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5局</td> </tr> </table> <p>(4) 略</p> <p>(5) 業務用無線等 ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達的手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局11局、携帯用57局、車載用92局で、携帯電話が95台(内スマートフォン6台)、衛星携帯電話が18台である。 イ〜ウ 略 エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達的手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用26台、車載用52台である。</p>	平成28年度現況				航空機局(ヘリコプター)			2局	航空局(ヘリコプターと交信するための無線)	固 定 型	1局		携 帯 型	5局		<p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #00aaff; color: white;">令和4年度現況</th> </tr> <tr> <td colspan="3">航空機局(ヘリコプター)</td> <td style="text-align: center;">4局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">航空局(ヘリコプターと交信するための無線)</td> <td>固 定 型</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3局</td> </tr> <tr> <td>携 帯 型</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5局</td> </tr> </table> <p>(4) 略</p> <p>(5) 業務用無線等 ア 水道局 業務用無線設備及び携帯電話は、通常業務の連絡手段としての使用に加え、災害時には情報収集及び伝達的手段として活用するものであり、設備の現況は、無線設備が基地局11局、携帯用57局、車載用92局で、携帯電話が97台、衛星携帯電話が19台である。 イ〜ウ 略 エ ガス局 業務用無線設備は、主に保守作業時の通信手段として活用するほか、災害発生時における情報収集伝達的手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯用16台、車載用51台である。</p>	令和4年度現況				航空機局(ヘリコプター)			4局	航空局(ヘリコプターと交信するための無線)	固 定 型	3局		携 帯 型	5局		<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
平成28年度現況																																	
航空機局(ヘリコプター)			2局																														
航空局(ヘリコプターと交信するための無線)	固 定 型	1局																															
	携 帯 型	5局																															
令和4年度現況																																	
航空機局(ヘリコプター)			4局																														
航空局(ヘリコプターと交信するための無線)	固 定 型	3局																															
	携 帯 型	5局																															
<p>第2部 第2章第5節 情報通信体制等の整備 P131</p>	<p>3. <b>有線通信網の整備</b> 【まちづくり政策局、財政局】 本市の内線電話は、本庁、区役所等の公所間を通信回線で結び、内線相互で電話、FAX及びデータ通信を行っている。これにより、災害時における各公所間の通信は、一般の電話回線網に影響されず確保することができる。 また、一般の電話回線に<del>いても</del>災害時優先電話の増設を<del>図り</del>、通信の確保に努める。 <del>今後は、通信回線の二重化等の検討を進め、有線回線網の信頼性向上に努める。</del></p>	<p>3. <b>公所間通信網の確保</b> 【まちづくり政策局、財政局】 本市では、本庁舎、区役所等の公所間を通信回線で結び、電話、FAX及びデータ通信を行っている。これにより、災害時における各公所間の通信は、一般の電話回線網に影響されず確保することができる。 また、一般の電話回線における災害時優先電話の増設や、<u>新たな情報伝達手段の活用により、通信の多重化を図るなど、公所間の通信確保に努める。</u></p>	<p>通信回線の再整備に伴う修正</p>																														
<p>第2部 第2章第6節 救急救護体制の整備 P133</p>	<p>1. <b>救急救助体制の整備</b> 【消防局】</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和2年4月1日現在 28台の高規格救急自動車を整備(予備車 11台を含む)</p>	<p>1. <b>救急救助体制の整備</b> 【消防局】</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。 ア 高規格救急自動車の整備 令和4年4月1日現在 37台の高規格救急自動車を整備(予備車 9台を含む)</p>	<p>時点更新</p>																														
<p>第2部 第2章第7節 消防体制の整備 P136</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防体制の整備</b> 【消防局】</p> <p>本節では、火災や各種災害発生時の消防活動を迅速かつ的確に行うため、消防施設、装備及び体制の整備について定める。 <u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防体制の整備</b> 【消防局】</p> <p>本節では、火災や各種災害発生時の消防活動を迅速かつ的確に行うため、消防施設、装備及び体制の整備について定める。 <u>なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、地震防災対策特別措置法による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき整備促進を図る。</u></p>	<p>■地震防災上緊急に整備すべき施設等の事項を文言追加</p>																														

旧頁	旧	新	備考																												
第2部 第2章第7節 消防体制の整備 P136	1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、 <del>令和2年4月1日</del> 現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、中央救急出張所1か所、消防航空センター1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。	1. 消防施設の整備 (1) 消防署所等の整備 消防署所数は、現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所、中央救急出張所1か所、消防航空センター1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。	時点の記載の削除																												
第2部 第2章第7節 消防体制の整備 P136	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防車両更新の際に機能向上を図るほか、消防署所の整備に合わせた車両の適正配置を推進している。 <消防車両等> 令和 <del>2</del> 年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="400 961 1442 1119"> <tr> <td>消防ポンプ自動車</td> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>はしご付消防自動車</td> <td>化学消防ポンプ自動車</td> <td>救助工作車</td> <td>救急車</td> <td>消防ヘリコプター</td> </tr> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td><del>39</del>台</td> <td>2機</td> </tr> </table>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	9台	<del>39</del> 台	2機	2. 消防装備の整備 (1) 消防車両等の整備 災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラスA泡消火薬剤の混合装置やCAFS装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防車両更新の際に機能向上を図るほか、消防署所の整備に合わせた車両の適正配置を推進している。 <消防車両等> 令和4年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1546 961 2588 1119"> <tr> <td>消防ポンプ自動車</td> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>はしご付消防自動車</td> <td>化学消防ポンプ自動車</td> <td>救助工作車</td> <td>救急車</td> <td>消防ヘリコプター</td> </tr> <tr> <td>20台</td> <td>27台</td> <td>6台</td> <td>6台</td> <td>9台</td> <td>37台</td> <td>2機</td> </tr> </table>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20台	27台	6台	6台	9台	37台	2機	時点更新
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	9台	<del>39</del> 台	2機																									
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																									
20台	27台	6台	6台	9台	37台	2機																									
第2部 第2章第7節 消防体制の整備 P137	4. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 消火栓については、水道局の配水管整備事業に合わせて整備を進める。また、防火水槽については、火災危険度等から区域を指定し重点的に整備してきたが、今後は東日本大震災において、断水した地域も考慮し計画的に整備を進める。 <消防水利> 令和 <del>2</del> 年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="400 1520 1394 1619"> <tr> <td>公設消火栓</td> <td>100㎡公設防火水槽</td> <td>40㎡公設防火水槽</td> </tr> <tr> <td><del>14,985</del>基</td> <td>77基</td> <td><del>1,489</del>基</td> </tr> </table>	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	<del>14,985</del> 基	77基	<del>1,489</del> 基	4. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 消火栓については、水道局の配水管整備事業に合わせて整備を進める。また、防火水槽については、火災危険度等から区域を指定し重点的に整備してきたが、今後は東日本大震災において、断水した地域も考慮し計画的に整備を進める。 <消防水利> 令和4年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1546 1520 2540 1619"> <tr> <td>公設消火栓</td> <td>100㎡公設防火水槽</td> <td>40㎡公設防火水槽</td> </tr> <tr> <td>14,965基</td> <td>77基</td> <td>1,494基</td> </tr> </table>	公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽	14,965基	77基	1,494基	時点更新																
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																													
<del>14,985</del> 基	77基	<del>1,489</del> 基																													
公設消火栓	100㎡公設防火水槽	40㎡公設防火水槽																													
14,965基	77基	1,494基																													
第2部 第2章第7節 消防体制の整備 P137	4. 消防団 (1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。	4. 消防団 (1) 消防団の現況 消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。																													



旧頁	旧	新	備考																												
第2部 第2章第12節 物資・資機材 等確保体制の 充実 P155	<p style="text-align: center;">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p style="text-align: right;">令和 <del>3</del> 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td style="text-align: center;"><del>132</del></td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;"><del>51</del></td> <td style="text-align: center;"><del>34</del></td> <td style="text-align: center;"><del>29</del></td> <td style="text-align: center;"><del>292</del></td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	<del>132</del>	46	<del>51</del>	<del>34</del>	<del>29</del>	<del>292</del>	<p style="text-align: center;">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>4</u> 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">青葉区</th> <th style="width: 15%;">宮城野区</th> <th style="width: 15%;">若林区</th> <th style="width: 15%;">太白区</th> <th style="width: 15%;">泉区</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td style="text-align: center;"><u>132</u></td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>38</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30</u></td> <td style="text-align: center;"><u>296</u></td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	<u>132</u>	46	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>296</u>	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	<del>132</del>	46	<del>51</del>	<del>34</del>	<del>29</del>	<del>292</del>																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	<u>132</u>	46	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>296</u>																									
第2部 第2章第16節 災害支援活動 を支える体制 の整備 P171-172	<p>4. 専門的支援活動をサポートする体制整備〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、消防局、水道局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 仙台市水道局退職者応援隊の体制充実 (水道局)</p> <p>大規模災害時において水道局の行う応急給水活動等を支援することを目的に、登録を行った応援隊員(元仙台市水道局職員)と定期的に情報交換を行う <del>とともに、合同防災訓練を実施するなどして体制の充実を図る。</del></p>	<p>4. 専門的支援活動をサポートする体制整備〔危機管理局、健康福祉局、文化観光局、都市整備局、消防局、水道局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 仙台市水道局退職者応援隊の体制充実 (水道局)</p> <p>大規模災害時において水道局の行う応急給水活動等を支援することを目的に、登録を行った応援隊員(元仙台市水道局職員)と定期的に情報交換を行う。</p>	実態に合わせた修正																												
第2部 第2章第17節 教育・訓練の 推進 P173-174	<p>1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 啓発の内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害に対する備え</p> <p>① 地震・津波 : 建物の耐震化、ブロック塀の除却推進、家具等の転倒防止対策、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時の家族との連絡方法、出火防止対策、避難所の確認等</p> <p>② 風水害等 : 食糧等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時における家族との連絡方法、避難所の確認等</p> <p>ウ 災害発生時・発生のおそれがある時にとるべき行動</p> <p>① 地震・津波 : 地震発生時や緊急地震速報を見聞きした時の身の安全の確保、火の始末、津波警報等の情報収集、避難情報の収集等</p> <p>② 風水害等 : 身の安全の確保、気象情報や警報等の情報収集、避難情報の収集等</p> <p>(以下略)</p>	<p>1. 自助を促進するための啓発〔危機管理局、市民局、文化観光局、消防局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 啓発の内容</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害に対する備え</p> <p>① 地震・津波 : 建物の耐震化、ブロック塀の除却推進、家具等の転倒防止対策、食料等の備蓄、非常持ち出し品の準備、<u>冬季における防寒具等</u>、災害時の家族との連絡方法、出火防止対策、避難所の確認等</p> <p>② 風水害等 : 食糧等の備蓄、非常持ち出し品の準備、災害時における家族との連絡方法、避難所の確認等</p> <p>ウ 災害発生時・発生のおそれがある時にとるべき行動</p> <p>① 地震・津波 : 地震発生時や緊急地震速報を見聞きした時の身の安全の確保、<u>後発地震への注意を促す情報が発表された場合の行動</u>、火の始末、津波警報等の情報収集、避難情報の収集等</p> <p>② 風水害等 : 身の安全の確保、気象情報や警報等の情報収集、避難情報の収集等</p>	<p>■ 推進基本計画の修正による</p> <p>■ □ 推進基本計画の修正による</p>																												

旧頁	旧	新	備考																								
第2部 第2章第17節 教育・訓練の 推進 P176	6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。	6. 防災訓練〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 <u>日本海溝・千島海溝沿いに係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る訓練を実施する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。</u>	■推進基本計画の修正による																								
第2部 第2章第18節 災害に強い街づくり P177	1. 都市計画法に基づく防災化の推進〔都市整備局〕 (中略) (1) 指定状況 ア 都市計画区域・市街化区域（令和3年10月1日現在） 	1. 都市計画法に基づく防災化の推進〔都市整備局〕 (中略) (1) 指定状況 ア 都市計画区域・市街化区域（令和3年10月1日現在） 	仙台市統計書等の記載に基づく修正																								
第2部 第2章第18節 災害に強い街づくり P178-179	2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕 (中略) (1) 道路整備事業 (中略) ア 都市計画道路の整備 令和3年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="439 1507 1448 1650"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 計画決定</th> <th>B 整備済</th> <th>進捗率 B/A</th> <th>C 事業中</th> <th>着手率 (B+C)/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路延長</td> <td>430.40km</td> <td>369.39km</td> <td>85.8%</td> <td>3.46km</td> <td>86.6%</td> </tr> </tbody> </table> イ 道路防災対策 <del>平成8年度、18年度及び24年度に実施した</del> 道路防災給点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。		A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A	道路延長	430.40km	369.39km	85.8%	3.46km	86.6%	2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕 (中略) (1) 道路整備事業 (中略) ア 都市計画道路の整備 令和4年4月1日現在 <table border="1" data-bbox="1584 1507 2594 1650"> <thead> <tr> <th></th> <th>A 計画決定</th> <th>B 整備済</th> <th>進捗率 B/A</th> <th>C 事業中</th> <th>着手率 (B+C)/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路延長</td> <td>430.40km</td> <td>369.39km</td> <td>85.8%</td> <td>3.46km</td> <td>86.6%</td> </tr> </tbody> </table> イ 道路防災対策 道路防災点検において、対策が必要とされた箇所について、年次計画に基づき対策工事を実施するとともに、経過観察が必要とされた箇所について監視を続け、通過車両の安全を確保し、道路の安全性・信頼性を高めていく。		A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A	道路延長	430.40km	369.39km	85.8%	3.46km	86.6%	時点更新
	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A																						
道路延長	430.40km	369.39km	85.8%	3.46km	86.6%																						
	A 計画決定	B 整備済	進捗率 B/A	C 事業中	着手率 (B+C)/A																						
道路延長	430.40km	369.39km	85.8%	3.46km	86.6%																						



旧頁	旧	新	備考																																												
<p>第2部 第2章第18節 災害に強い街づくり P178-179</p>	<table border="1" data-bbox="442 256 1448 386"> <thead> <tr> <th>事業目標</th> <th>平成30年度末</th> <th>令和元年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要対策箇所</td> <td>108か所</td> <td>76か所</td> </tr> <tr> <td>要監視継続箇所</td> <td>178か所</td> <td>178か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 橋梁震災対策</p> <p>阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要な路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="442 655 1448 785"> <thead> <tr> <th>事業目標</th> <th>平成30年度末</th> <th>令和元年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止対策</td> <td>146橋</td> <td>118橋</td> </tr> <tr> <td>橋脚耐震化</td> <td>114橋</td> <td>49橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電線類地中化対策</p> <p>交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="442 1054 1448 1184"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>令和2年度末以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線類地中化の状況</td> <td>52,399m</td> </tr> </tbody> </table>	事業目標	平成30年度末	令和元年度以降	要対策箇所	108か所	76か所	要監視継続箇所	178か所	178か所	事業目標	平成30年度末	令和元年度以降	落橋防止対策	146橋	118橋	橋脚耐震化	114橋	49橋	事業内容	令和2年度末以降	電線類地中化の状況	52,399m	<p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1587 256 2594 386"> <thead> <tr> <th>事業目標</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和4年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要対策箇所</td> <td>150か所</td> <td>96か所</td> </tr> <tr> <td>要監視継続箇所</td> <td>246か所</td> <td>246か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 橋梁震災対策</p> <p>阪神淡路大震災の発生以降、主要な橋梁の耐震性を調査確認し、耐震補強の必要な橋梁について、災害発生時の救助活動及び物資輸送等に必要な路線（緊急輸送道路）の通行確保のために必要性の高いものから、順次耐震補強工事を実施している。</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1587 655 2594 785"> <thead> <tr> <th>事業目標</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和4年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止対策</td> <td>146橋</td> <td>123橋</td> </tr> <tr> <td>橋脚耐震化</td> <td>114橋</td> <td>60橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電線類地中化対策</p> <p>交通安全や景観向上のみならず、地震や台風時の災害にあっても、電柱の倒壊や電線の切断などの被害を未然に防止し、防災施設としての道路の通行と電気・通信の安定供給確保に重要な役割を担う事業である。</p> <p style="text-align: right;">令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1587 1054 2594 1184"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>令和3年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線類地中化の状況</td> <td>52,399m</td> </tr> </tbody> </table>	事業目標	令和3年度末	令和4年度以降	要対策箇所	150か所	96か所	要監視継続箇所	246か所	246か所	事業目標	令和3年度末	令和4年度以降	落橋防止対策	146橋	123橋	橋脚耐震化	114橋	60橋	事業内容	令和3年度末	電線類地中化の状況	52,399m	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
事業目標	平成30年度末	令和元年度以降																																													
要対策箇所	108か所	76か所																																													
要監視継続箇所	178か所	178か所																																													
事業目標	平成30年度末	令和元年度以降																																													
落橋防止対策	146橋	118橋																																													
橋脚耐震化	114橋	49橋																																													
事業内容	令和2年度末以降																																														
電線類地中化の状況	52,399m																																														
事業目標	令和3年度末	令和4年度以降																																													
要対策箇所	150か所	96か所																																													
要監視継続箇所	246か所	246か所																																													
事業目標	令和3年度末	令和4年度以降																																													
落橋防止対策	146橋	123橋																																													
橋脚耐震化	114橋	60橋																																													
事業内容	令和3年度末																																														
電線類地中化の状況	52,399m																																														
<p>第2部 第2章第20節 応急対応体制の整備 P185</p>	<p>1. 防災拠点の整備 【各局】</p> <p>地震等災害時において、応急災害対策活動や避難を適切に進めるには、市役所等の災害対策の中核を担う施設、指定避難所等の避難者受け入れ施設、物資集配拠点等、それぞれの活動の拠点となる施設が機能を十分に発揮し、併せて、拠点間の連携が円滑に行われる必要がある。防災拠点となる施設については、耐震化、災害備蓄の拡充、非常用電源の整備や燃料確保体制の整備の推進に加え、物資配送・情報伝達機能の強化等、体制整備やシステムの構築を推進する。</p>	<p>1. 防災拠点の整備 【各局】</p> <p>地震等災害時において、応急災害対策活動や避難を適切に進めるには、市役所等の災害対策の中核を担う施設、指定避難所等の避難者受け入れ施設、物資集配拠点等、それぞれの活動の拠点となる施設が機能を十分に発揮し、併せて、拠点間の連携が円滑に行われる必要がある。防災拠点となる施設については、耐震化、災害備蓄の拡充、<u>優先的に電力を必要とする重要施設の選定</u>、非常用電源の整備や燃料確保体制の整備の推進に加え、物資配送・情報伝達機能の強化等、体制整備やシステムの構築を推進する。</p>	<p>■推進基本計画の修正による</p>																																												
<p>第2部 第2章第20節 応急対応体制の整備 P186</p>	<p>3. 応援要請及び受入れ体制の整備</p> <p>応援要請を機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、関係各局は、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援計画の作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。</p>	<p>3. 応援要請及び受入れ体制の整備</p> <p>応援要請を機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、関係各局は、応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援計画の作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制を整備する。<u>なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</u></p>	<p>■推進基本計画の修正による</p>																																												

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章第21節 応援体制の整備 P187</p>	<p>5. 応援協力に関する協定等</p> <p>(1) 自治体相互応援協力</p> <p>ア 21 大都市災害時相互応援に関する協定</p> <p>① 概要</p> <p>東京都及び政令指定都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、21 大都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。</p> <p>なお、下水道事業及び災害救助業務については、それぞれ覚書等を定めている。</p>	<p>5. 応援協力に関する協定等</p> <p>(1) 自治体相互応援協力</p> <p>ア 21 大都市災害時相互応援に関する協定</p> <p>① 概要</p> <p>東京都及び政令指定都市は、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、21 大都市が相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう協定を締結している。</p> <p>なお、下水道事業、災害救助業務及び水道事業については、それぞれ覚書等を定めている。</p>	<p>21 大都市災害時総合応援に関する協定に基づき「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」を締結したことに伴う修正</p>
<p>第2部 第2章第22節 ライフライン施設の災害予防 P194</p>	<p>3. ガス施設〔ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 港工場の津波対策</p> <p>港工場について、今後の津波の想定規模の見直し等を踏まえ、必要な津波対策を講ずる。</p>	<p>3. ガス施設〔ガス局〕</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 港工場の津波対策</p> <p>港工場について、津波浸水想定を踏まえ、設備の適切な維持管理に努める。</p>	<p>津波浸水想定公表を踏まえた修正</p>